

## 下請負人の通知について

従来請負契約した工事について、下請負人を使用しようとするときは、「建設工事下請負人報告書」により、あらかじめ通知されるよう求めていましたが、建設業における働き方改革の一環として、工事関係書類の簡素化を図るため、平成 30 年 11 月 1 日以降に公告・募集のあった工事より、「施工体制台帳」を提出することにより「建設工事下請負人報告書」の提出は不要とします。

下請負人とは請負人と下請契約を締結するものを言い、下請負人として不適当と認められる場合には、当該下請負人を使用しないよう求めることとなります。

### [注意事項]

- 1 建設工事の下請契約の締結にあたっては、建設工事標準下請契約約款に準じた内容の契約書を使用してください。
- 2 特定建設業の許可を受けていない者（一般建設業者）は、発注者から直接請け負った工事について、下請契約の合計金額が 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上を下請に出すことはできません。

(R5.1.1 改正)

（建設業法第 16 条）

建設業の許可のない業者には、次の工事を下請に出すことは出来ません。

建築一式工事	工事 1 件の請負代金が 1,500 万円以上の工事
その他の工事	工事 1 件の請負代金が 500 万円以上の工事

- 3 一括下請負は、発注者の信頼に反するものであり、工事の質の低下や下請労働者の労働条件悪化を招いたり、工事施工の責任の所在が不明確になるので、請け負わせる方も請け負う方も禁止されています（建設業法第 22 条）。

なお、一括下請負には、次のものがあげられます。

- ① 自己の請け負った建設工事をそっくりそのまま他人に請け負わせた場合。
- ② 自己の請け負った建設工事の一部分であって、その一部が他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせた場合。
- ③ 自己の請け負った建設工事の主体的な部分を取りまとめて他の一人の建設業者に請け負わせた場合。